

⑪<<近未来技術>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答.xlsx

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
区域 R1-001	愛知県 PDエアロスペース 株式会社	航空宇宙分野で 利用する通信機器 使用の規制緩和	航空宇宙分野において、技適(技術基準適合証明、工事設計認証)を取得している通信機器について、実験試験局免許を取得する場合は電波法第15条に定める簡易な手続きで免許を取得できるようにし、特定実験試験局免許を取得する場合は事前点検を省略できるようにする。これにより、研究開発、飛行実験を迅速かつ低コストで実施・検証できるようにして、無人宇宙飛行機の開発を始めとした、航空宇宙産業に係る研究開発を推進する。	無人宇宙飛行機の研究開発における無線局免許については、実験試験局免許あるいは特定実験試験局免許を取得する必要がある。技適(技術基準適合証明、工事設計認証)を取得した通信機器を利用する場合であっても、免許申請工程において落成検査(実験試験局)あるいは事前点検(特定実験試験局)が必須とされ、技適取得時と同様の検査を再度実施することになる。1機材あたり100万円程度の費用や2か月程度の期間の負担が生じてしまい、研究開発を行う上で課題となっている。	電波法第10条、15条、無線局免許 手続規則 第5条第4項、15条の4	区域計画に、事業者名・使用場所・使用目的を位置づけることで、他の免許に対応する技適(技術基準適合証明、工事設計認証)を取得した通信機器を同様の用途で利用する際には、実験試験局免許を取得する場合は電波法第15条に定める簡易な手続きで免許を取得できるようにし、特定実験試験局免許を取得する場合は事前点検を省略できるようにする。	総務省	<p>実験試験局及び特定実験試験局は、電波に係る科学もしくは技術の発展のための実験等を実施する際に開設する無線局であり、電波法令において、技術基準が定められていない無線設備を使用するため、または、既に定められた技術基準を見直す等のために開設することを想定しています。</p> <p>今回ご提案のあった、無人宇宙飛行機の研究開発に係る無線局は、現行の技術基準に基づき技術基準適合証明、または、工事設計認証を取得した無線設備の使用を前提としていることから、一般的には実用局の免許の取得が可能であり、電波法第15条に規定する簡易な免許手続きにより、実用局として免許を取得し、運用頂くことが可能と考えます。</p> <p>なお、電波法令上、無人宇宙飛行機の研究開発で使用する無線設備について、実験試験局、または、特定実験試験局として免許を取得する義務はございません。</p> <p>その他、無線局の免許に関するご不明な点等があれば、適宜ご相談ください。</p>